社会福祉法人藤崎台童園役員等以外の者に係る報酬規程

（目的）

第1条　この規程は、社会福祉法人藤崎台童園（以下「法人」という。）の理事及び監事並びに評議員以外の者に対する報酬等の支給について必要な事項を定めるものである。

（報酬等支給の対象者及びその業務）

第2条　報酬を支給する対象者及びその業務は、次の各号に定めるところによる。

(1)　苦情処理第三者委員の苦情処理委員会や関連する研修会、会合等への出席

(2)　苦情処理第三者委員の入所児童その他の者からの聴き取り調査その他の業務

(3)　高度の専門的知識を有する外部の者によるｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ業務

(4)　外部の者による入所児童を対象とした各種教室、研修会の講師としての業務

(5)　外部の者による役職員を対象とした研修会の講師としての業務

(6)　法人の要請に基づく役職員以外の者の理事会、評議員会、その他の会議並びに行事等への出席

２　前項に規定する者が、法人の要請により熊本市外に出張するときは、社会福祉法人藤崎台童園職員旅費規程を準用し、当該規程に定める園長の旅費のうち交通費及び宿泊費に相当する額を別途支給する。

３　第１項の業務に際して出席者負担金（参加費）、資料代等を必要とするときは、その実費を別途支給することができる。

（報酬の額）

第3条　報酬の額は、前条第１項第１号から第３号並びに第６号に規定する業務は日額7000円、第４号及び第５号に規定する業務は２時間以内14,000円、２時間超28,000円とする。

２　前項の規定によりがたい特別の事由がある場合には、報酬の額は理事長が別に定める。

（報酬等の支給方法）

第4条　報酬等については、その都度、本人に対して現金で支給する。

２　報酬等の支給に際しては、法令で定めるところにより控除すべき額を控除して支給することができる。

（委任）

第5条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

附　則
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日より施行する。

附　則
この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。

附　則
この規程は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。

附　則
この規程は、令和 7 年 4 月 1 日より施行する。

附　則
この規程は、令和 8 年 7 月 1 日より施行する。